

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 7 月 28 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600041号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600058号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を28万円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月

A社に勤務していた請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。

賞与支給明細書を提出するので、調査の上、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された同社の関連会社であるB社発行の平成22年夏期賞与分請求書(写)並びにA社の総務人事担当者の陳述から、請求者は、請求期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支払日については、上記賞与支給明細書から、平成22年7月9日とすることが妥当である。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書で確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認

めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600008号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600059号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成18年7月25日及び平成19年2月26日は8万円、同年8月27日は6万9,000円、平成20年1月25日は16万4,000円、同年7月25日は17万4,000円並びに平成21年7月27日は16万5,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者の上記期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成20年1月25日の標準賞与額を16万5,000円に、同年7月25日の標準賞与額を17万5,000円に訂正することが必要である。

なお、平成20年1月25日及び同年7月25日の訂正後の各標準賞与額(上記1の訂正後の各標準賞与額(平成20年1月25日は16万4,000円、同年7月25日は17万4,000円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年7月31日
② 平成16年8月31日
③ 平成16年9月30日
④ 平成16年12月31日
⑤ 平成17年1月31日
⑥ 平成17年2月28日
⑦ 平成17年7月31日

- ⑧ 平成 17 年 8 月 31 日
- ⑨ 平成 17 年 9 月 30 日
- ⑩ 平成 17 年 12 月 31 日
- ⑪ 平成 18 年 1 月 31 日
- ⑫ 平成 18 年 2 月 28 日
- ⑬ 平成 18 年 7 月 25 日
- ⑭ 平成 18 年 8 月 31 日
- ⑮ 平成 18 年 9 月 30 日
- ⑯ 平成 18 年 10 月 31 日
- ⑰ 平成 18 年 12 月 31 日
- ⑱ 平成 19 年 1 月 31 日
- ⑲ 平成 19 年 2 月 26 日
- ⑳ 平成 19 年 3 月 31 日
- ㉑ 平成 19 年 7 月 31 日
- ㉒ 平成 19 年 8 月 27 日
- ㉓ 平成 19 年 9 月 30 日
- ㉔ 平成 19 年 10 月 31 日
- ㉕ 平成 19 年 12 月 31 日
- ㉖ 平成 20 年 1 月 25 日
- ㉗ 平成 20 年 3 月 31 日
- ㉘ 平成 20 年 7 月 25 日
- ㉙ 平成 20 年 12 月 31 日
- ㉚ 平成 21 年 1 月 31 日
- ㉛ 平成 21 年 2 月 28 日
- ㉜ 平成 21 年 3 月 31 日
- ㉝ 平成 21 年 7 月 27 日

私は、勤務していたA社において、請求期間に係る賞与が分割して支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。現在、所持している計 12 枚の賞与支給明細書（支給日：平成 18 年 7 月 25 日、平成 19 年 2 月 26 日、同年 8 月 27 日、平成 20 年 1 月 25 日、同年 2 月 25 日、同年 7 月 25 日、同年 8 月 25 日、同年 9 月 25 日、同年 10 月 24 日、平成 21 年 7 月 27 日、同年 8 月 25 日及び同年 9 月 25 日）の写しを提出するので、調査の上、請求期間の標準賞与額を年金額に反映させるとともに、年金額に反映されなくても事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者から提出された賞与支給明細書（写）によると、請求者は、平成18年7月25日及び平成19年2月26日に8万円、同年8月27日に6万9,000円、平成20年1月25日及び同年2月25日に8万2,000円、同年7月25日、同年8月25日、同年9月25日及び同年10月24日に4万3,000円並びに平成21年7月27日、同年8月25日及び同年9月25日に5万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、「健康保険法及び厚生年金保険法における賞与に係る報酬の取扱いについて」（昭和53年6月20日保発第47号・庁保発第21号）等によると、事業主の金銭的都合などのやむを得ない事情等のため、諸規定又は慣例によらず、例外的に賞与が分割支給された場合は、分割分をまとめて一回の賞与支給として算定することとされているところ、日本年金機構B事務センターから提出されたA社に係る滞納処分票、請求者の回答、請求者から提出された賞与支給明細書（写）並びに従業員の回答及び従業員から提出された賞与の分割支給に関する資料等から判断すると、同社は、請求期間当時、事業主の金銭的都合などのやむを得ない事情等のため、諸規定又は慣例によらず、例外的に賞与を分割支給していたことがうかがえる。

このため、請求者から提出された賞与支給明細書（写）において、平成20年1月25日及び同年2月25日に同一金額の8万2,500円が、同年7月25日、同年8月25日、同年9月25日及び同年10月24日に同一金額の4万3,750円が、平成21年7月27日、同年8月25日及び同年9月25日に同一金額の5万5,250円が支給されていることが確認できることから、本来は一回の賞与が分割支給されたものと推認でき、それぞれ請求期間②（平成20年1月25日）、請求期間③（同年7月25日）及び請求期間④（平成21年7月27日）に一回にまとめて支給されたものとして標準賞与額を認定することが妥当である。

以上のことから、請求期間①、②、③及び④について、請求者から提出された賞与支給明細書（写）により、請求者は、請求期間①及び②に8万円、請求期間③に6万9,000円、請求期間④に16万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑤及び⑥について、請求者から提出された賞与支給明細書（写）により、請求者は、請求期間⑤に16万5,000円、請求期間⑥に17万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間⑤に16万4,000円、請求期間⑥に17万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の請求期間⑤及び⑥の標準賞与額については、賞与支給明細書（写）で確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間⑤は16万4,000円、請求期間⑥は17万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③、⑤、⑥及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、当該期間に係る請求者の届出や保険料納

付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求者から提出された賞与支給明細書（写）によると、上記1のとおり、請求者は請求期間のうち、請求期間⑳（平成20年1月25日）及び請求期間㉘（同年7月25日）において各標準賞与額に相当する賞与の支払を事業主から受けていたことが確認できることから、請求者のA社における標準賞与額を、請求期間⑳は16万5,000円、請求期間㉘は17万5,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑳及び㉘の訂正後の各標準賞与額（上記1の訂正後の各標準賞与額（請求期間⑳は16万4,000円、請求期間㉘は17万4,000円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①から⑳まで（ただし、請求期間⑬、⑰、㉑、㉓及び㉗を除く。）について、請求者から当該期間に係る賞与支給明細書は提出されていない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではない上、元事業主に照会をしたものの、回答が得られない。

さらに、商業登記簿謄本に記載されているA社の元破産管財人は、同社の関連資料は既に廃棄したため、保管していないと陳述していることから、請求者の請求期間①から⑳まで（ただし、請求期間⑬、⑰、㉑、㉓及び㉗を除く。）に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑳まで（ただし、請求期間⑬、⑰、㉑、㉓及び㉗を除く。）における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑳まで（ただし、請求期間⑬、⑰、㉑、㉓及び㉗を除く。）に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600036号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600060号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和50年6月4日から同年5月20日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

昭和50年5月20日から同年6月4日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和50年5月20日から同年6月4日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年5月20日から同年6月4日まで
② 昭和50年10月26日から同年11月1日まで

昭和50年4月1日に、A社に入社後、現場研修のためC社で勤務し、その後、本社であるA社に異動してから同年10月31日に退職するまでD職に携わっていたが、異動時の請求期間①に係る厚生年金保険被保険者記録が継続していない上、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日も同年10月26日になっており、請求期間②の被保険者記録が無いので、調査の上、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者の雇用保険被保険者記録及び同僚の回答から判断すると、請求者がC社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し(昭和50年5月20日にC社からA社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①に係る標準報酬月額については、A社における昭和50年6月の事業所別被保険者名簿の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和50年5月20日から同年6月4日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された、B社が請求者から依頼を受けて平成25年12月24日に発行した勤務証明書の在籍期間は昭和50年4月1日から同年10月31日までとなっているが、同社は、請求者の在籍期間について、「入社日については、在籍する社員からのヒアリングにより確認できたが、退社日については、当時の人事記録等、請求者が在籍していたことを示す書類は既に無く確認できないため、本人が記載してきた昭和50年10月31日として証明した。」と回答しており、請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社における請求者の雇用保険被保険者資格の離職年月日は、昭和50年10月25日となっており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

さらに、複数の同僚に照会したものの、請求者のA社における在籍期間について、具体的な陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600123号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1600014号

第1 結論

平成3年6月から平成6年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年6月から平成6年5月まで

私は、会社を退職後の平成3年6月頃に、A市B区役所で厚生年金保険からの切替えに伴う国民年金の加入手続を行った。請求期間の国民年金保険料については、毎月、C郵便局で納付していた。請求期間が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、会社を退職後の平成3年6月頃に、A市B区役所で厚生年金保険からの切替えに伴う国民年金の加入手続を行ったと述べているが、年金手帳の持参及び年金手帳への国民年金手帳記号番号の記載等の具体的な加入手続について記憶が明確でないことから、請求者の国民年金の加入状況が不明である。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、毎月、C郵便局で納付していたと主張しているが、オンライン記録において、請求者が初めて国民年金の被保険者資格を取得した年月日は、平成9年7月24日であることが確認できることから、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600022号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600061号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年5月1日から平成13年12月1日まで

私は、請求期間において、B社及びA社に勤務していたが、A社に勤務していた期間が年金記録に反映していない。当時、両社からもらった給与明細書等をワープロで転記した資料では、A社での1か月の勤務日数が10日未満ではあるものの、同社から給与は支給されていたので、調査の上、同社に係る厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が当時、B社及びA社からもらった給与明細書等をワープロで転記したとする資料(以下「給与関係資料」という。)並びに複数の同僚の陳述から判断すると、請求者が請求期間当時において、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の現在の事業主は、請求期間当時の同社に係る常用勤務者(請求者と同職種)の1日の所定労働時間が8時間、1か月の所定労働日数が24日程度であったと陳述しているところ、給与関係資料によると、請求者の同社における1か月の労働日数は9日以下で推移していることが確認できる上、請求者も同社での1か月の勤務日数は10日未満であったと陳述しており、同社の常用勤務者に係る所定労働日数の4分の3未満の勤務であったことがうかがえることから判断すると、請求者は、請求期間においては、同社に係る常用的雇用関係にあったとは認められず、同社の厚生年金保険の被保険者となる要件を満たす勤務形態ではなかったものと推認される。

また、給与関係資料によると、請求期間の一部において、A社から支払われていたとする金額が記載されていることから、同社から請求者に対して給与が支給されていたことはうかがえるものの、給与関係資料の厚生年金保険料の控除欄は空欄となっている上、請求者は、給与明細書等を所持していないことから、請求者が同社から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

さらに、A社の現在の事業主及び同社の複数の従業員の回答から、請求期間当時の同社の従業員数は20名から28名程度であったと推認されるどころ、オンライン記録における同社の当該期間当時の被保険者数は7名から11名程度で推移している上、当該事業主は、「他社からの応援で勤務していた人もおり、当社において厚生年金保険に加入しない人は相当数いた。」と陳述していることを踏まえると、同社においては、必ずしも勤務する全ての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600037号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600062号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年3月1日から同年5月10日まで

厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は、昭和52年5月10日となっているが、私が所持している同年3月分の給料支払明細書から厚生年金保険料が控除されているので、同年3月1日を資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持している昭和52年3月分と表示された給料支払明細書について、事業主は、同明細書の筆跡から当時の事業主が記載したものであるが、同明細書に記載されている給料計算期間、出勤日数、支給額及び他の年月の給料支払明細書の控除額等から、同年3月分ではなく、同年10月分の給料支払明細書であると陳述している。

また、給料支払明細書の出勤日数の欄には、「自9月21日至10月20日30日」と記載されている上、同明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から算出すると、標準報酬月額が11万円となり、請求者の昭和52年10月に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致することから、同明細書は同年10月に係るものと推認される。

さらに、事業主は、当時の資料が残っておらず、請求者が請求期間に勤務していたかどうかは不明であるが、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、同資格喪失確認通知書から、請求者の勤務期間は、昭和52年5月10日から同年12月28日までであると回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。